

商品量目制度概念図

10条 正確計量義務

法定計量単位により取引や証明をするときは
(商品に限らず)正しく計ること

商品の販売に係る規制

11条 長さ等の明示

計量販売に適する商品は、法定計量単位により示して、販売すること

12条1項 特定商品の正確計量義務

・特定商品を計量販売するときは、量目公差
内で計ること
例:精米、野菜、果実、魚介類、精肉、
灯油、皮革

・13条2項
13条1項指定商品以外の特定商品
を密封し、内容量を表記した場合、
量目公差内で計ること及び一定の
内容の表記の義務

13条1項 物象量表記義務商品

・特定商品のうち、政令指定するものは密封
包装を施したら、量目公差内で計り、その
内容量、住所、氏名を表記すること
例:みそ、しょうゆ、牛乳、チーズ

法14条2項 輸入商品

14条1項 輸入商品

・12条2項
特定商品のうち指定した
商品を容器に入れて販売
するときは、内容量の表記
義務
灯油